

高額療養費の自己負担額について

その限度額が変わりました

医療費の自己負担がある一定以上の金額になった場合、高額療養費としてそのこえた分が支給されます。

この高額療養費の自己負担の限度額が平成8年6月診療分から

63,000円 ▶ **63,600円**(課税世帯)

と改定されました。なお、非課税世帯については従来通り35,400円です。



＜限度額＞

	一 般 (3回目まで)	多数該当 (4回目以降)	合算対象額
課 税	63,600円	37,200円	30,000円
非課税	35,400円	24,600円	21,000円

入院時の食事代

入院時の食事代については右表のとおりですが、住民税非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」が必要となります。保健課で申請をしてください。(70歳未満で社会保険に加入されている方は各保険者で申請をしてください。)

入院時食事療養費の自己負担(1日あたり)

※平成8年9月30日まで

一 般 加 入 者		600円
住民税非課税世帯等	90日までの入院	450円
	90日をこえる入院 (過去12か月の入院日数)	300円
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金を受けている人		200円

※平成8年10月1日以降については金額の改定が予定されています。



市の国保では35才以上の加入者を対象に1日人間ドックの助成を行なっています。

実施医療機関など詳しい事については保健課保険給付係 内線129まで

お問い合わせください。